

農業者年金制度についてのお知らせ

農業者の豊かな老後生活のためには、国民年金（基礎年金）だけでは十分とは言えず、上乘せ年金として、農業者年金に加入し安心して豊かな老後を迎えましょう。

1. 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2. 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3. 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度の節税）
- ・農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。
- ・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。）

4. 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

5. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族（死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位）に死亡一時金として支給されます。

6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

※農業の担い手の皆様への特別な支援です。

【お問い合わせ】

○石垣市農業委員会 82-1563 ○JA おきなわ八重山支店 82-2005

○独立行政法人農業者年金基金 03-3502-3199（相談員）03-3502-3942（企画調整室）

・クルーズ船寄港（11月予定）についてのお知らせ

入港予定	出港予定	船名	旅客定員	備考
11/ 2（水） 12:00	11/ 2（水） 22:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/ 7（月） 08:00	11/ 7（月） 16:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/14（月） 10:00	11/14（月） 20:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/16（水） 12:00	11/16（水） 22:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/21（月） 08:00	11/21（月） 16:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/28（月） 10:00	11/28（月） 20:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	
11/30（水） 12:00	11/30（水） 22:00	スーパースターアクエリアス	2,100人	